

# ガーナにおける事業開設・閉鎖・M&A

(2015年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ラゴス事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ラゴス事務所がリテイン契約に基づき現地法務大学院 GIMPA Law School に作成委託し、2015年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび GIMPA Law School は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび GIMPA Law School が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

#### 本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部進出企業支援課  
※2015年4月1日の組織変更により、部課名  
およびメールアドレスが変更となりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ラゴス事務所  
E-mail：NLA@jetro.go.jp

**JETRO**

#### 本報告書作成委託先：

GIMPA Law School  
(Ghana Institute of Management and  
Public Administration)

P.O. Box AH 50, Achimota, Accra, Ghana

Tel: +233-302-401681～3

Fax: +233-302-404664

## 目次

Part I	ガーナにおける事業開設.....	1
Part II	ガーナにおける M&A.....	5
Part III	ガーナにおける事業閉鎖.....	6

## Part I ガーナにおける事業開設

1. ガーナにおいて、ビジネス組織を規定する基本法は法令 179 「1963 年会社法」 (The Companies Act 1963, (Act 179)) である。

2. 企業は法令 179 に基づく法人登記により、法的にビジネスを行う資格が与えられるが、法人登記により以下の特徴を有することとなる。

- a) 法人は、不動産所有や契約行為を行うことができ、課税されないし不法な処置を受ける、告訴する、また告訴される可能性もある。
- b) 法人は、刑事犯罪によって起訴される可能性もあり、その社員、取締役会、取締役等に対して刑事的に責任を持つ。
- c) 法人は、社印を有する。
- d) 法人は、永久継承権、すなわち社印ないし役員資格等を剥奪されたという理由だけでは閉鎖されない。
- e) 法人は、複数の取締役によって運営される。

3. 法令 179 は登記可能な会社形態として以下の四つを規定している。

### a) 非公開有限責任会社 (Private Limited Liability Company)

有限責任会社 (株式会社) には、公開会社と非公開会社の二つが存在し、ともに株主は 1 人でも可能。非公開会社は以下の特徴を有する。

- 社員の株式譲渡は禁止ではないが制限される。米国では閉鎖的会社 (closely-held corporations) と表現されている。
- 社員と社債権者の合計は 50 人を超えない。
- 会社が株式を取得するよう一般や社債権者に呼びかける、ないし資金を一定期間ないし通知により預けることを、利息の有無にかかわらず禁止する。

### b) 公開有限責任会社 (Public Limited Liability Company)

公開有限責任会社の場合は、上記の制約を一切受けない。公開と非公開の主な違いは、公開有限責任会社は一般に株式取得を呼びかけることが可能であること、また、社員や株主の人数に制限がないこと、そして、株式譲渡が自由であることが挙げられる。

c) 外部会社 (External Company)

外部会社とは、ガーナの外で設立され、ガーナにおいてビジネスをする場所を有している企業である。外部会社は二つの特徴を有している。一つめは、外国企業でなければならないこと、二つめはガーナにビジネスをする場所を有していなければならないことである。ビジネスをする場所の定義は、支店、経営、株式、資金管理、ないし登録オフィス、工場、鉱山など、ビジネスを固定的に行う場所で、代理店が会社を代表して、全般的な交渉権や契約決定権を有さない場合や会社の保有する在庫を定期的に保有していない場合は、代理店は含まれない。

d) 保証有限会社 (Company Limited by Guarantee)

保証有限会社は非営利であることが必要でチャリティー、協会、団体が主にこの形態である。非営利団体を対象としているため、本レポートでは取り扱わない。また、金融・保険など、特定のビジネスに係る規制については、ほかの法令にも関係してくるため注意が必要である。

なお、個人事業者については、以下の形態も可能としている。

e) 法人化されたパートナーシップ (Incorporated Partnership) (法令 152 「1962 年会社法」)

f) 個人事業者 (Sole Proprietor) (法令 151 「1962 年商号法」)

#### 4. 法人登記の一般的手続き

- a) 法人登記の前にガーナ税務局 (Ghana Revenue Authority) より納税者番号 (Tax Identification Number) を取得する。
- b) 申請者は、登記局 (Company Registry) に対し、使用しようとしている商号が使用可能であるか調査を依頼する。
- c) 申請者は申請書を記入し、登記局に申請する。内容の検証(verification)と承認手続き(validation)を行う。
- d) 申請者は承認された申請書をもって登記手数料請求書入手し、銀行で登記手数料を支払う。
- e) 最後に支払い済みの申請書を提出し、登記局による手続きを受ける。

登記局の手続きは、書類に不備がなければ通常は 3 日間以内で完了する。

## 5. 要件

### a) 有限責任会社の場合（公開および非公開）

- 様式 3（取締役 2 人と秘書役が署名。会社名、住所、取締役、秘書役の名前と住所、監査役の名前と住所、登録する事務所の住所、ガーナ国内の主なビジネスの所在地、会社の株主構成）
- 様式 4（すべての取締役と秘書役が署名。最低資本金に係る情報）
- 会社の基本規約（Constitution）などの規則（Regulation）
- 登記手数料：200 ガーナセディ（資本金に基づき印紙税 0.05%が課税）

### b) 外部会社

- 英語などの登記局が理解可能な言語で記された、会社設立承認、会社の基本規約、会社構成の証書などの認証謄本(Certified Copy)
- 様式 20（会社名、業種、現地マネージャー、主要事務所の住所、株主構成、ガーナ国内の登記手続き代理人名を記した書類正副 2 通。すべての書類は英語でなければならず、親会社の取締役からガーナ国内の現地マネージャーに対する委任状、親会社の所在国で認証された公正証書が必要。）
- 外部会社の書類出願料：250 米ドル
- 外部会社による書類の登録手数料：1,200 米ドル

### c) 法人化されたパートナーシップ

- 様式 A（パートナーシップの名前、業種、主要事務所の住所）
- パートナーシップ協定書（押印済みのもの）
- 登記手数料：150 ガーナセディ

### d) 個人事業者

- 様式 C（連絡先、事業者名、住所、主要事務所住所、業種）
- 登記手数料：50 ガーナセディ

## 6. 2013 年ガーナ投資促進センター法（法令 865 「Ghana Investment Promotion Centre Act, 2013」）に基づく要件

ガーナ国内でビジネスを行う外国企業または外国人は、最初に会社ないし会社法で定めるほかの形態の法人を設立する必要がある。法令 865、特に以下のとおり法令 865 の 24 条を満たす必要がある。

- 外国企業ないし外国人の設立する法人は、営業を開始する前に法人化され、ガーナ投資促進センター（GIPC）に登録されている必要がある。
- 以下の業種については、外国企業ないし外国人の参入が認められていない。
  - a) 市場での商品の販売またはサービスの提供、小商い、行商、屋台
  - b) タクシーやレンタカー業（25 台未満）
  - c) 美容室や床屋

- d) 通信サービスの登録者へのリチャージスクラッチカードの印刷
- e) 教科書や基本的な文具の生産
- f) 医薬品の完成品の販売
- g) 袋入り飲料水の生産、供給、販売
- h) サッカーくじを除くあらゆる種類の賭博

## 7. 外国人の最低資本金の要件

- a) ガーナ国民との合弁会社で、ガーナ国民の自己資本参加比率が 10%以上である場合、現金ないし資本財またはそれを合わせての自己資本による資本金は 20 万米ドル以上（登記手数料は 3,600 ガーナセディ）。
- b) 外国資本 100%の場合、現金ないし資本財またはそれを合わせての自己資本による資本金は 50 万米ドル以上（登記手数料は 9,000 ガーナセディ、2 年ごとに更新が必要であり、その手数料は 1,800 ガーナセディ）。
- c) 外国企業が貿易・商取引（trading）に関与する場合は、現金、商品・サービスで少なくとも 100 万米ドル以上を投資しなければならない（登記手数料は 1 万 8,000 ガーナセディ、2 年ごとに更新が必要でその手数料は 1,800 ガーナセディ）。
- d) ガーナ投資促進センターによって定められる戦略的投資分野については、手続きに 1 万 4,400 ガーナセディ、承認に 7 万 2,000 ガーナセディの手数料が適用される。
- e) 技術移転協定を結ぶ企業については、ガーナ投資促進センターの登録を経て、以下の手数料が適用される。
  - 手続き手数料 : 3,600 ガーナセディ
  - 技術移転の価値が 50 万米ドル未満の場合 : 9,000 ガーナセディ
  - 技術移転の価値が 75 万米ドル未満の場合 : 1 万 8,000 ガーナセディ
  - 技術移転の価値が 100 万米ドル未満の場合 : 2 万 7,000 ガーナセディ
  - 技術移転の価値が 150 万米ドル未満の場合 : 3 万 6,000 ガーナセディ
  - 技術移転の価値が 200 万米ドル未満の場合 : 5 万 4,000 ガーナセディ
  - 技術移転の価値が 300 万米ドル未満の場合 : 7 万 2,000 ガーナセディ
  - 技術移転の価値が 355 万米ドル以上の場合 : 9 万 ガーナセディ
- f) 特別割り当て（Quota）ないし就労許可（Work permit）について、登記された企業は外国人従業員を雇用することが法的に認められており、投資額により自動的に枠が決定される。25 万米ドル以下の場合 1 人、50 万米ドル以下の場合 2 人、70 万米ドルの場合 3 人、70 万米ドル以上は 4 人。投資家は割り当てを申請する必要があり、その手数料は以下のとおりである。
  - 自動割り当ての場合 : 1,800 ガーナセディ
  - 自動割り当ての交代の場合 : 1,800 ガーナセディ
  - レター発行 : 648 ガーナセディ
  - 短期（1 年以下）の場合 : 9,000 ガーナセディ
  - 短期（2～3 年）の場合 : 1 万 2,600 ガーナセディ
  - 短期（4～5 年）の場合 : 1 万 8,000 ガーナセディ

(注) 上述のガーナ投資促進センター法に基づく手続費用は 2015 年 3 月 1 日時点の価格、会社法に基づく費用は 2015 年 4 月 13 日時点の価格を記載。登記局への手数料支払いは現金、投資促進センターへの支払いは銀行手形により支払いを行う。

## Part II ガーナにおける M&A

1. 法令 179「1963 年会社法」(The Companies Act 1963, (Act 179)) は、企業合併・買収(Mergers & Acquisitions, M&A)について、第 229 条(Section 229(b))の「合併(Amalgamation)」の項で定めており、「2 社以上の全部ないし一部の事業の合併(Merger)や、1 社以上の会社と一つ以上の法人との合併」と定義している。
  
2. 法令では M&A について以下の三つを定めている。
  - a) 単純合併(Simple Amalgamation)
  - b) 証券売却による事業合併(Amalgamation by sale of undertaking for securities to be distributed)
  - c) 法廷の処分に伴う合併(Amalgamations with the sanction of the court)

a)と b)については、合併は法廷の介入なく行われる。a)の場合では、二つの会社が合併し、一つの会社に統合される。b)の場合では、必ず事業の全部ないし一部の取得を希望ないし、取得せざるを得ない被譲渡人が存在する。c)の場合は、法廷が合併を承認する。
  
3. 2 社が平等で統合ないし新会社を設立する場合や、一方が優位で統合ないし新会社を設立する場合など、さまざまな合併が存在する。ガーナでは、ガーナの会社である Ashanti Goldfields Ltd.と南アフリカの会社である AngloGold Ltd.,が合併して AngloGold Ashanti が設立された。また、ガーナの Guinness Ltd.が Ghana Breweries Ltd.と 1 : 5 の株式取引で合併した。
  
4. M&A の提案があった場合、当事者企業は株主が提案について適切な判断を下せるよう十分な情報を開示しなければならない。必要とされる情報は以下のとおりである。
  - 合併承認のための社員および債権者に対する決議通知
  - 社員に対する通知 (特に以下の情報を含ませること。)
    - a) 合併の効果に関する説明
    - b) 会社の役員の本質的関心
    - c) 合併におけるその関心に関する効果
    - d) 合併における社債保有者への影響に関する説明



5. 法令は、当事者間が円満に共存し続けられない場合の強制的買収についても、少数株主に対しても公平に收拾するよう方策を定めた条項を有している。法的には少数株主の株式を取得できるよう法令では定めているが、同時に少数株主の権利を守るための条項も定められている。
  
6. 公開有限責任会社 (Public Limited Liability Company)を除くすべての形態の M&A は、当事者間の交渉を通じて行うことが可能。しかしながら、交渉の結果については、登記局に報告する義務があり、登記局は報告を受けて、例えば株主構成や運転資金、取締役会の交代・再構成などの変化について登記を修正、更新を行う。公開有限責任会社の場合は、M&A に係るすべての株取引はガーナ株式取引委員会 (Securities and Exchange Commission of Ghana) に報告しなければならない。手数料は、通常、取引価格 (transaction value) の 1%以下。また、外国人であろうとなかろうと必要とされる要件にかかわらず、出願料は 50 ガーナセディ。
  
7. ガーナでは M&A について定めた法律が存在し、外国企業にとって、既に存在するガーナ企業との合併や従業員からの株式買収による会社の完全取得などは可能であり、ガーナ進出の足掛かりとなりえる。ただし、その際には十分なデューデリジェンスを行うことが重要である。また、ガーナにおける M&A の多くが交渉によるもので、法的にも上述のコンプライアンスを遵守することが重要である。

### Part III ガーナにおける事業閉鎖

1. 法人設立 (Incorporation) が会社を存在させる手続きだとすれば、清算 (Liquidation) はその存在を消去する手続きである。日本語で清算、解消などに該当する英語の Liquidation と Winding up、Dissolution は、しばしば同義語としてみなされるが、厳密には少しずつ意味が異なる。
  
2. Liquidation は Winding up と Dissolution の両方を含む。Winding up は機能している企業体または順調な企業が、企業を清算する手続きである。この手続きは、法的に必要とされる資産を集め、債務を支払い、残りを分配する作業を行う清算人 (Liquidator) の任命を含む。Dissolution は、企業体がもはや存在しない、登録から抹消されたとする登記局による公告で、官報で告知される。

3. 企業に支払い能力がある場合（Solvent）も、ない場合すなわち破産の場合（Insolvent）も清算される。法令では、債務が資産を超えた場合、ないし支払期限に債務履行不可能となった場合を破産と定義している。会社法では、企業に支払い能力がある場合（Solvent）、すなわち私的・任意清算について定めており、破産の場合（Insolvent）の清算は、1963年企業体（公式清算）法（Body Corporate (Official Liquidation) Act, 1963 (Act180)）により定められている。
  
4. 清算手続きの開始には以下の三つがある。以下の b)と c)の手段は、債権者が債務回収のために取る場合が多い。
  - a) 清算を請求する特別決議を承認する。この場合は企業に支払い能力がある場合で、清算の理由は債務から逃れる以外の理由でなければならない。
  - b) 法廷に対して清算の請願を行う。
  - c) 登記局に対して清算の請願を行う。
  
5. 債権者が被債権者に対して返済を請求する書状を出し、21日間の支払期限の後、返済ができない場合は、その会社（被債権者）は支払い不能とみなされる。法廷がその他、支払いが不可能と判断した場合も同様である。
  
6. 外国企業の場合も、ガーナの法律に則った手続きが必要である。債務履行不能以外の理由であれば、任意清算の手続きを取ることであり、自身で会社を閉鎖することができる。必要な要件は以下のとおりである。
  - a) 取締役による支払能力を有することの宣誓供述
  - b) 清算人の任命を含む、清算の特別決議、承認
  - c) 清算人は資産の確認、保護、債務の支払い、株主に対し清算に係るバランスの返金を配分の観点から会社の処理を行い、これらの帳簿をつける。
  - d) 解散、会社名の登記局からの抹消、出願料は最低 50 ガーナセディ。